

指定訪問リハビリテーション(指定介護予防訪問リハビリテーション)

運営規程

(事業の目的)

第1条 公益財団法人シルバーリハビリテーション協会メディカルコート八戸西病院が行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、病院の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下、「療法士」という。）が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある者の自宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるために、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法の必要なリハビリテーションを行うことを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることとする。
- 2 指定訪問リハビリテーションの提供に当たって、病状が安定期にあり、診察にもとづき実施される計画的な医学的管理の下、居宅でのリハビリテーションが必要であると主治医が認めた通院が困難な要介護者とする。
- 3 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たって、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 4 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他、保健医療福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めることとする。

(名称及び所在地)

第3条 事業を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 公益財団法人 シルバーリハビリテーション協会
メディカルコート八戸西病院
- (2) 所在地 青森県八戸市長苗代字中坪 77 番地

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業の従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者・医師 1名以上（常勤）

管理者は、従業員の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとし、また、医学的観点から計画の作成に必要な情報提供及びリハビリ方法についての指導、助言や利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行う。

- (2) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士（以下、「療法士」という。） 1名以上

ただし、業務の状況により、増員することができるものとする。

療法士は、医師の指示、訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）に基づき居宅を訪問し、利用者に対し訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日。ただし、12月30日～1月3日までを除く。

- (2) 営業時間 月～金曜日 午前8時30分から午後17時30分

土曜日 午前8時30分から午後12時30分

- (3) 上記の営業日、営業時間外の他も、電話等により連絡が可能な体制とする。

(事業の内容)

第6条 指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションは、主治医の指示に基づき、要介護者（介護予防にあっては要支援者）の心身・生活機能の回復を図るため、療養上の目標と具体的なサービスの内容を記載した訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション）を作成し、主要な事項について利用者又はその家族に説明し、同意を得て、当該計画を交付し、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）を行う。また、訪問リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じ計画を見直す。

- (1) 事業所の医師が、事業所の療法士に対し、利用者の訪問リハビリテーション目的に加えて、リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ずリハビリテーションを中止する際の基準、リハビリテーションにおける利用者に対する負荷等の指示を行う。

- (2) 医療機関から退院した利用者に対し訪問リハビリテーション計画を作成する場合には、医療と介護の連携を図り、連続的で質の高いリハビリテーションを行う観点から、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等を入手し、利用者に係るリハビリテーションの情報を把握する。

- (3) 事業所の療法士は、介護支援専門員を通じて、指定訪問介護の事業その他の指定居宅サービスに該当する事業に係る従業員に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達する。

- (4) 訪問リハビリテーション事業者がリハビリテーション会議を開催する場合、構成員は、利用者及びその家族を基本としつつ、医師、療法士、介護支援専門員他とし、利用者の状況

等に関する情報を共有するよう努める。やむを得ず構成員が会議を欠席した場合は速やかに会議内容の共有を図る。

リハビリテーション会議は、テレビ電話装置等の通信機器を活用して行うことある。その際、利用者や家族が参加する場合は同意を得る。なお、利用者の家族について、家庭内暴力等により参加が望ましくない場合や、やむを得ない事情がある場合は必ずしもその参加を求めない。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、八戸市、階上町、南部町、おいらせ町、五戸町とする。

(利用料その他の費用の額)

第8条 この事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載されている割合額とする。

2 交通費は無料とする。

(緊急時における対応方法)

第9条 この事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医等への連絡を行い、指示を求める。

(相談・苦情処理)

第10条 事業所は、利用者及びその家族からの相談・苦情等に対する窓口を設置し、指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）に係る利用者からの要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2 事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から5年間保存する。

(事故発生時の対応)

第11条 事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、完結の日から5年間保存する。

3 事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）の提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

4 事業所は、前項の損害賠償のために、損賠賠償責任保険に加入する。

(勤務体制の確保)

第 12 条 利用者に対し、適切な指定訪問リハビリテーション(指定介護予防訪問リハビリテーション)を提供できるよう、療法士の勤務体制を定める。

2 男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、職場における(上司や同僚、利用者やその家族等から受けるもの)ハラスメント対策に取り組む。

(記録の整備)

第 13 条 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

2 訪問リハビリテーション計画、リハビリテーション会議等の記録その他の指定訪問リハビリテーション(指定介護予防訪問リハビリテーション)の提供に関する記録を整備し、完結の日から5年間保存する。

3 事業所は、書面の作成、保存等を電磁的記録により行うことがある。

(1) 記録の作成: 事業所の使用する電子計算機に備えられたファイルへ又は時期ディスク等をもって調整する方法。

(2) 電磁的記録による保存: (1)の方法やスキャナ等に読み取ってできたファイルを事業所の使用する電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調整するファイルにより保存。

(3) (1)(2)の場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人工夫の適切な取り扱いの為のガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイダンス」等を遵守する。

(業務継続計画の策定)

第 14 条 感染症や災害が発生した場合であっても、利用者が継続して指定訪問リハビリテーション(指定介護予防訪問リハビリテーション)の提供を受けられよう、また、訪問リハビリテーションの提供を継続的に実施できるための計画と訓練、また、関連機関との連携についての策を講じる。

(感染症の予防及びまん延の防止)

第 15 条 感染症の予防及びまん延防止の為に委員会を設置し、必要な対策の検討と措置を講じる。

(虐待の防止)

第 16 条 利用者の尊厳の保持や、利用者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性の高い虐待の防止のため必要な対策の検討と措置を講じる。

(1) 虐待防止のための対策を担当する担当者の設置、対策検討する委員会の設置

(2) 虐待を防止するための従事者に対する研修の実施

(3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に当該事業所従事者又は擁護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

(その他運営に関する留意事項)

第 17 条 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

2 事業所は、電磁的方法での文書の取り扱いについて、交付、説明、同意、承諾、締結等の際、事前に利用者又は家族等の承諾を得た上で、次に掲げる方法で行うことがある。

(1) 電子メールにより利用者等が同意の意思表示を確認することがある。

(2) 締結は、利用者等・事業者等間の契約関係を明確にする観点から書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用する。

(3) 「押印についての Q&A (令和 2 年 6 月 19 日内閣府・法務省・経済産業省)」を参考とする。

3 事業所は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

4 事業所の従業員であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を従業員との雇用契約の内容とする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、公益財団法人と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 21 年 8 月 29 日から施行する。

平成 23 年 1 月 1 日一部改正。

平成 25 年 4 月 1 日一部改正。

平成 25 年 7 月 1 日一部改正。

平成 26 年 3 月 1 日一部改正。

平成 26 年 8 月 1 日一部改正。

平成 27 年 4 月 1 日一部改正。

平成 28 年 4 月 1 日一部改正。

平成 28 年 8 月 1 日一部改正。

平成 29 年 5 月 1 日一部改正。

平成 30 年 4 月 1 日一部改正。

令和 3 年 4 月 1 日一部改正。

令和 6 年 6 月 1 日一部改正。